

資料提供

令和7年11月26日
課名 建設産業課
担当者名 田中
電話 082-513-3821
(内線3820)

指名除外報告書

措置要件	公衆損害及び工事関係者事故	
措置対象者	商号・名称	機動建設工業有限会社
	代表者氏名	吉田 樹央
	住所・所在地	尾道市浦崎町1915-1
	建設業許可番号等	広島県知事第17946号
指名除外期間	令和7年11月26日から令和7年12月25日まで（1ヶ月間）	

【事実の概要】

令和7年6月18日、東部建設事務所三原支所発注の「一般国道 2号外 道路維持修繕工事」において、床掘部分に残置されたコンクリート壁が倒壊し、床均し作業を行っていた作業員が床掘側面の土壁との間に挟まれた。被災した作業員は、肝損傷、左腎損傷及び骨盤等の骨折により約3か月の休養加療と診断されている。

【措置理由】 上記のとおり

【指名除外等措置適用条項】

建設業者等指名除外要綱（昭和41年1月29日制定）別表第8号